

保育所等訪問支援とは

発達に不安や心配のあるお子さんの保護者の方から相談を受けて、療育の専門スタッフがお子さんの通っている保育所等を訪問し、お子さんが安心して集団生活を送れるように、訪問先への助言等を行います。

支援内容



本人支援...訪問先施設における生活の流れの中で、集団生活への適応や日常生活動作の支援を行います。

家族支援...保護者が安心してお子さんを集団の場に通わせることができるよう、訪問先施設におけるお子さんの様子や、職員の関わり方などを含め、提供した保育所等訪問支援の内容をお伝えします。

施設支援...訪問先施設のお子さんに対する支援力向上のため、お子さんの発達段階や特性を踏まえた関わり方や訪問先施設の環境等について相談、助言を行います。

対象

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を行う施設に通う発達に不安や心配のあるお子さんで、保育所等訪問支援が必要と認められた方（通所支援受給者証の交付を受けている方）が対象になります。

保育所等訪問支援の通所支援受給者証の交付を受けていない方は、お住まいの区役所保健福祉課で申請が必要になります。

支援方法

- ・支援回数は、相談の上契約時に決定します。
- ・訪問支援員が保育所等を訪問し、お子さん本人に対する支援及び訪問先施設の職員に対して、支援方法等の相談・助言を行います。
- ・訪問支援員は、こどもの障がいや発達に関する専門的知識及び経験をもつ保育士・言語聴覚士・看護師等が担当します。

ご利用の流れ

1 問い合わせ・相談予約

お電話にてお問い合わせください。わからないことは、お気軽にご質問下さい。

2 初回相談

かしわ学園にお越しいただくか家庭訪問をし、お子さんについてご心配なこと、困っていることなど

相談内容を伺います。その上で、保育所等訪問支援についてご説明し、支援内容についてご意向を伺います。

※事前にお子さんが通う施設を訪問させていただき、訪問支援が必要か判断させていただきます。

3 利用契約

利用契約書等にご記入、ご捺印を頂きますので印鑑をご用意ください。

契約期間や支援回数は、相談の上決定します。

4 保育所等との調整

事前に保護者の方から保育所等訪問支援事業の利用について、保育所等へお伝えください。その後、かしわ学園から保育所等の施設長などに連絡を取り、支援内容などについて相談します。

5 保育所等訪問支援計画書の作成

お子さんや保護者の方の困り感やご希望を踏まえ、個別支援計画書を作成します。

6 訪問支援の開始

個別支援計画書に基づき、お子さんの通っている保育所等への訪問を開始します。

7 モニタリング

実施した支援について、モニタリング（評価）を行い、モニタリング報告書を作成します。

利用料金

・他のサービスの利用状況、ご家庭の所得等に応じて自己負担額が異なります。詳しくは、お問い合わせください。

※満3歳になって初めての4月1日から小学校就学までは無償化対象のため、通所支援受給者証の利用者負担上限月額の記載に関わらず利用者負担額は無料になります。



付近地図・アクセス



【交通機関】

- ◎地下鉄南北線・澄川駅より徒歩15分
- ◎地下鉄南北線・南平岸駅より徒歩15分

※南平岸駅より無料のシャトルバスが運行しています
※札幌市子ども発達支援総合センター（ちくたく）内

児童発達支援センター 保育所等訪問支援



〒062-0934

札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21
札幌市子ども発達支援総合センター内

TEL：011-824-1981

FAX：011-824-1996

月～金曜（祝日・年末年始除く）

8:45～17:15

SAPP_{RO}



さっぽろ市
02-F04-25-699
R7-2-535